

# 愛知県職員の退職管理について

## 再就職者による働きかけの規制

再就職した元職員が現職職員に対して、本県と再就職先との間の契約や処分に関する事務（以下「契約等事務」といいます。）について、職務上の行為をするよう（しないよう）要求・依頼（働きかけ）することが禁止されます。

### 働きかけ規制の範囲

- ・ 離職前5年間に在職していた本県執行機関の組織等の職員に対し、契約等事務で、離職前5年間の職務に属するものに関して、離職後2年間、働きかけをすること。
- ・ 上記に加え、離職前5年より前に課長相当以上の職に就いていたときの職務に属するものに関して、離職後2年間、働きかけをすること。
- ・ 自ら決定した契約等事務であって、現に再就職している営利企業等との間のものに関して、働きかけをすること。

### 働きかけ規制の例外となる場合

- ・ 行政庁からの指定・委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するために必要な場合
- ・ 法令や地方公共団体との契約・処分にに基づき権利の行使や義務の履行をする場合
- ・ 法令に基づく申請・届出を行う場合
- ・ 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- ・ 法令や慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- ・ 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として承認を得た場合

- 働きかけを受けた職員は、人事委員会に届出をする必要があります。
- 規制に違反して働きかけを行った場合、10万円以下の過料の対象となります。また、職務上の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように働きかけを行った場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。

## 職員による再就職のあっせんの規制

職員が営利企業等に対し、

- 当該営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として、
  - ・ 他の職員・元職員に関する情報を提供すること
  - ・ 求人情報等の提供を依頼すること
- 他の職員・元職員の再就職を要求又は依頼すること が禁止されます。

※営利企業等とは、営利企業及び営利企業等以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。）をいいます。

### あっせん規制の例外となる場合

- ・ 職業安定法等の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
- ・ 職員を退職派遣等する事務として行う場合
- ・ 人事担当職員が「愛知県退職者人材バンク」の手続きにより、再就職支援を行う場合

## 在職中の求職活動の規制

職員が利害関係企業等に対し、

- 当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、
  - ・ 自己に関する情報を提供すること
  - ・ 求人情報等の提供を依頼すること
- 再就職を要求又は約束すること

が禁止されます。

### 求職活動規制の例外となる場合

- ・ 退職派遣者等が退職派遣先等に行う場合
- ・ 主査級以下の職に就いている職員が行う場合
- ・ 「愛知県退職者人材バンク」から情報提供された利害関係企業等に対して行う場合

## 再就職情報の届出・公表

課長級以上の職に就いていた元職員は、本県退職後2年間、再就職をした場合には届出をすることが義務付けられました。

また、職員の再就職の透明性を高めるため、届出内容を取りまとめて、毎年8月に再就職情報の公表を行います。

- 再就職後、速やかに（原則1月以内）退職時の所属へ届出をする必要があります。（再就職先での地位に変更があった場合も届出をする必要があります。）
- 届出義務に違反した場合、10万円以下の過料の対象となります。
- 届出内容は、氏名、離職時の所属・職名、離職日、再就職日、再就職先の名称・地位などです。

## 愛知県退職者人材バンクの設置

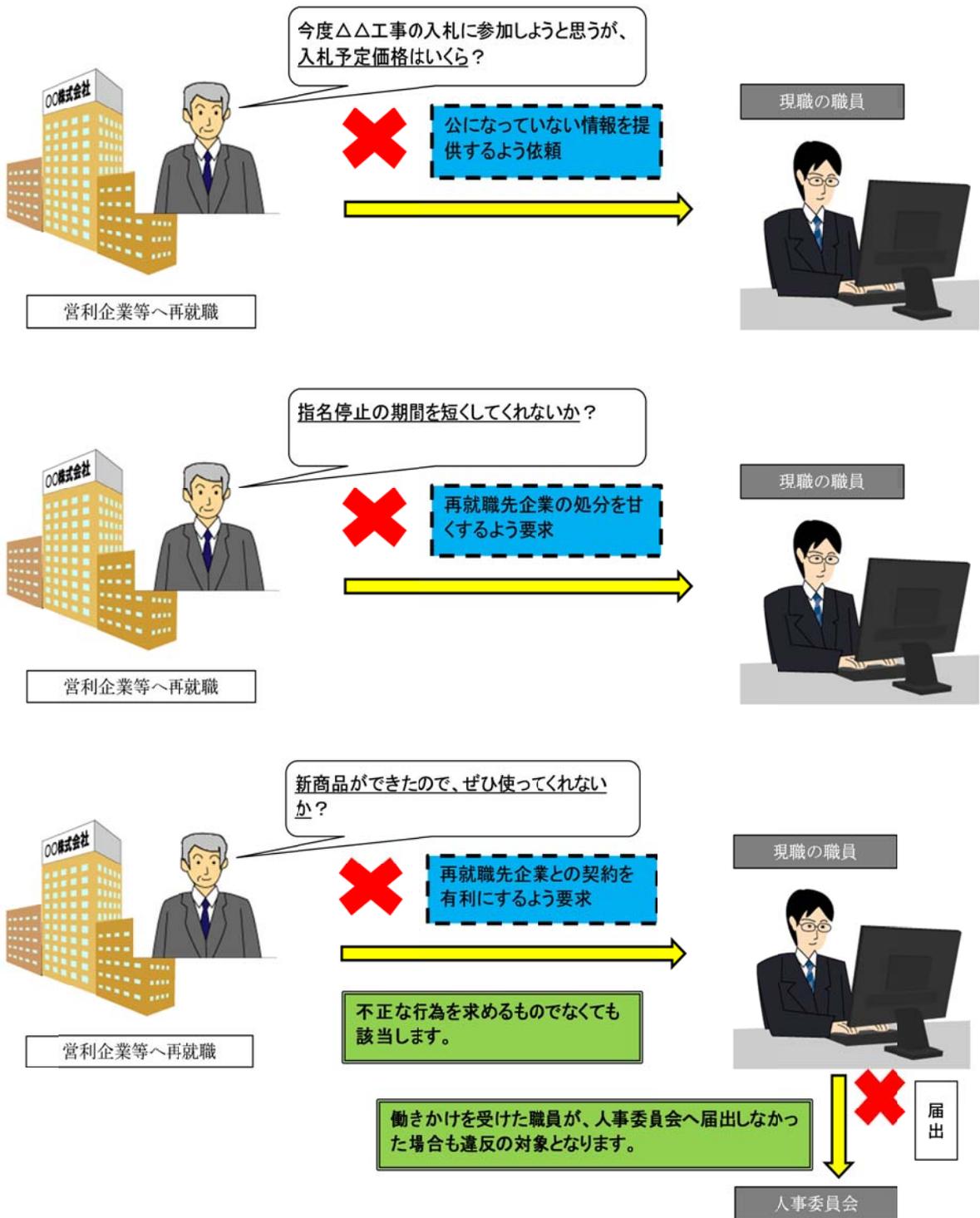
職員の再就職に関する公正性、透明性をより高めるとともに、職員が培った行政経験等に対する社会的なニーズに適切に応じるため、愛知県退職者人材バンクを設置し、その手続きの明確化を図ります。

バンクは、職員の知識・経験の活用を希望する団体・企業等からの求人情報を一元的に受け付け、登録されている人材の中から、求人内容に応じた人材の情報提供を行います。

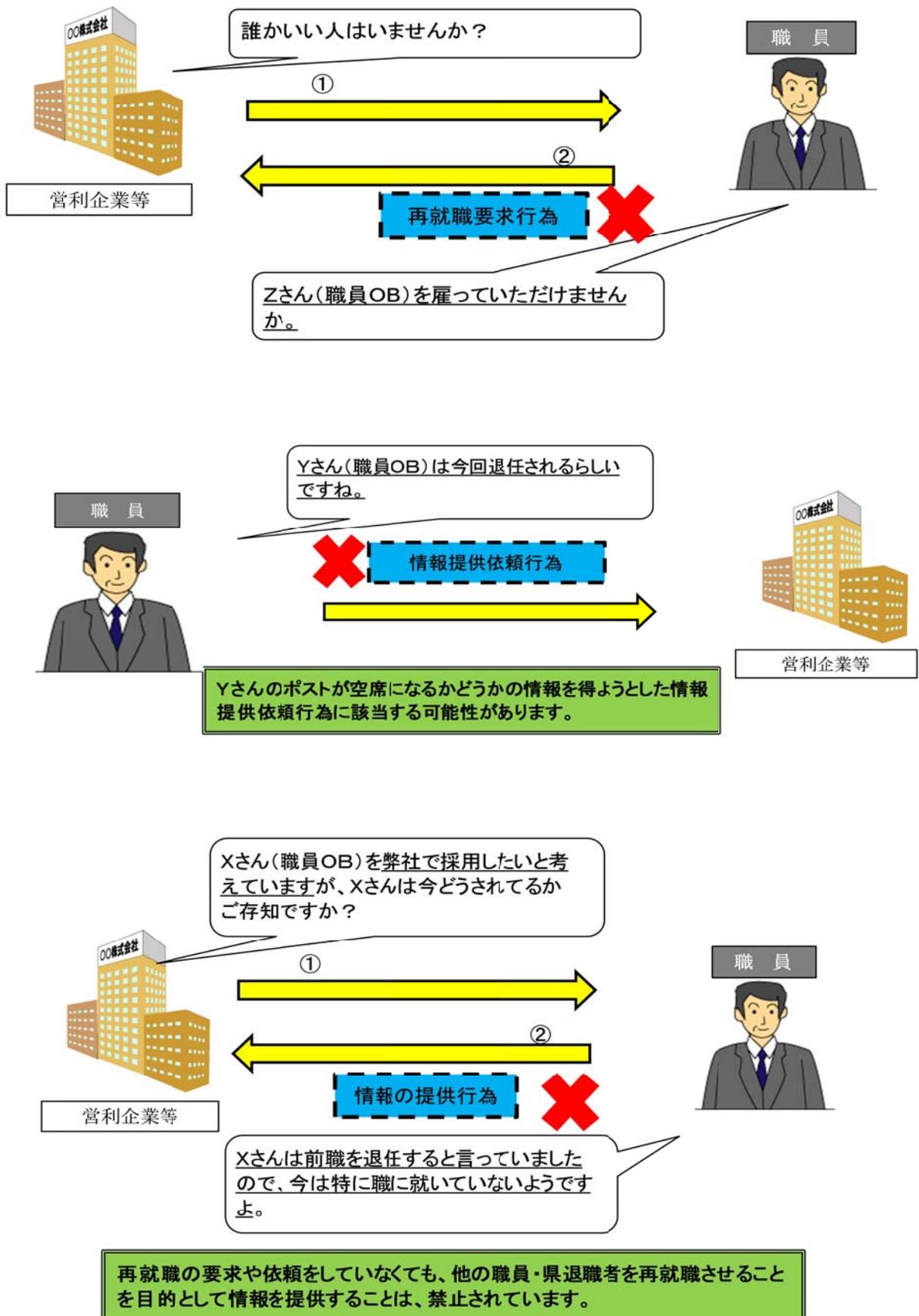
# 具体的な違反事例

以下の例のうち、下線部の趣旨の発言等を行うと違反となる可能性があります。

## 1 再就職者による働きかけの規制関係



## 2 職員による再就職のあっせんの規制関係



### 3 在職中の求職活動の規制関係

